

# 指定管理者制度のお知らせ

もつと利用しやすく

## ●指定管理者制度とは

行政体制整備室(☎829-1124)

市が設置する体育・文化・社会福祉・観光施設などの管理・運営に、民間事業者などの能力・技術を活用し、市民サービスの向上を図る制度です。

### 【4月から導入する主な施設(一部変更を含む)】

「出島」、「北公民館」、「市営住宅(合併地区を含む市内全域)」、「蚊焼地区ふれあいセンター」

このほかの指定管理者制度を導入している施設や、指定管理者になっている団体については、市ホームページをご覧ください。

## ●指定管理者制度の導入に伴う市営住宅と北公民館に関するお知らせ

### 市営住宅

住宅課(☎829-1185)

指定管理者と管理対象地区の区分が4月1日から変わります。

#### 【A地区】指定管理者

■公営住宅管理共同企業体(☎829-2989) 第2事務所(☎850-1183)

滑石、小江原、小江原第2、小江原第3、川平、大園、富士見、女の都、青山、シュモ一、城栄、横尾、清水、西北、狩股、花丘、若竹、西町、西町第2、文教、三重、中河内、千歳、若葉、城山台、三芳、永田第1、永田第2、永田第3、高尾、松本、松山迫、出津、西出津、丸尾、神浦、夏井、池島第1、池島第2、池島第3、池島第4、長浦

#### 【B地区】指定管理者

■株式会社トラスティ建物管理・株式会社三山不動産共同企業体(☎829-2991) 第2事務所(☎892-1132)

日見大曲、本河内、三原、小浦、宿町、宿町第2、宿町第3、新戸町、福田本町、網場、大浜、西山台、草住、銭座、毛井首、茂木、矢上、矢上第2、矢上第3、鶴の尾、小ヶ倉、二本松、木鉢、十善寺、戸町、松が枝、江平、田ノ浦、深浦、恵里上、本村、多尾、瀬戸屋敷、塩町、本町第1、本町第2、百万、高島光町、西浜、日吉岡、先の谷、尾浜、仲山、熊之町、樺島、高浜第1、高浜第2、長野、高浜第3、赤瀬、野母第1、野母第2、野母第3、諸町、脇岬、脇岬北港、蚊焼、須浜第1、年崎、為石、宮崎第1、牟田尻

### 北公民館

北公民館(☎845-6362)

指定管理者制度の導入に伴い、4月1日から運営内容などが変わります。

	変更前	変更後
開館時間	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 21:00 の時間帯を基本とする 1日 12時間以上
休館日	日曜・休日・年末年始	年末年始
運営主体	長崎市直営	長崎市指定管理者
予約方法	北公民館へ直接来館か電話	・北公民館へ直接来館か電話 ・長崎市公共施設案内・予約システムを利用
受付時間	公民館の開館時間	・来館及び電話は公民館の開館時間 ・長崎市公共施設案内・予約システムは 24 時間
予約開始日	一般団体は使用月の前月 16 日以降	・来館及び電話の場合…使用月の前々月の 21 日以降 ・長崎市公共施設案内・予約システムの場合 使用月の前々月 1 ~ 10 日 抽選受付 使用月の前々月 21 日以降 随時受付

※4~6月に使用する場合の予約方法

使用月	予約開始日	予約方法
4月	3月16日~31日	来館、電話
	4月1日~	来館、電話、長崎市公共施設案内・予約システム
5月	4月1日~	来館、電話、長崎市公共施設案内・予約システム
6月	4月1日~10日	長崎市公共施設案内・予約システムで抽選受付
	4月21日~	来館、電話、長崎市公共施設案内・予約システム